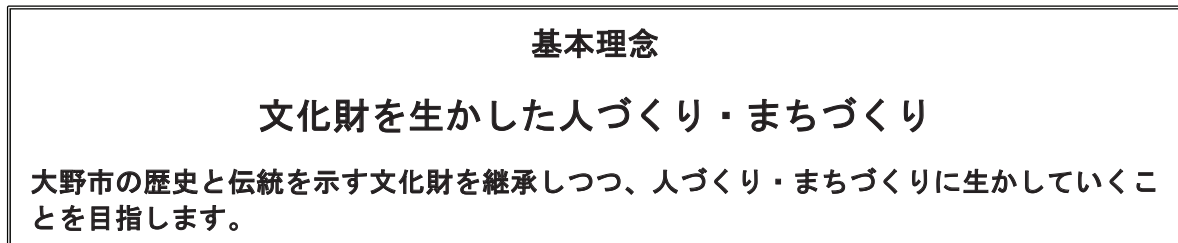


## 第4章 基本理念・方針・措置

### 第1節 基本理念

文化財は、そのものの情報と価値にとどまらず、それらを生み出した背景にある豊かな自然や風土、先人たちの活動と願い、紡ぎ出した英知などが反映されたものであり、歴史文化を理解する上で重要なものです。大野市は、大野市地域計画における基本理念を次のように掲げます。



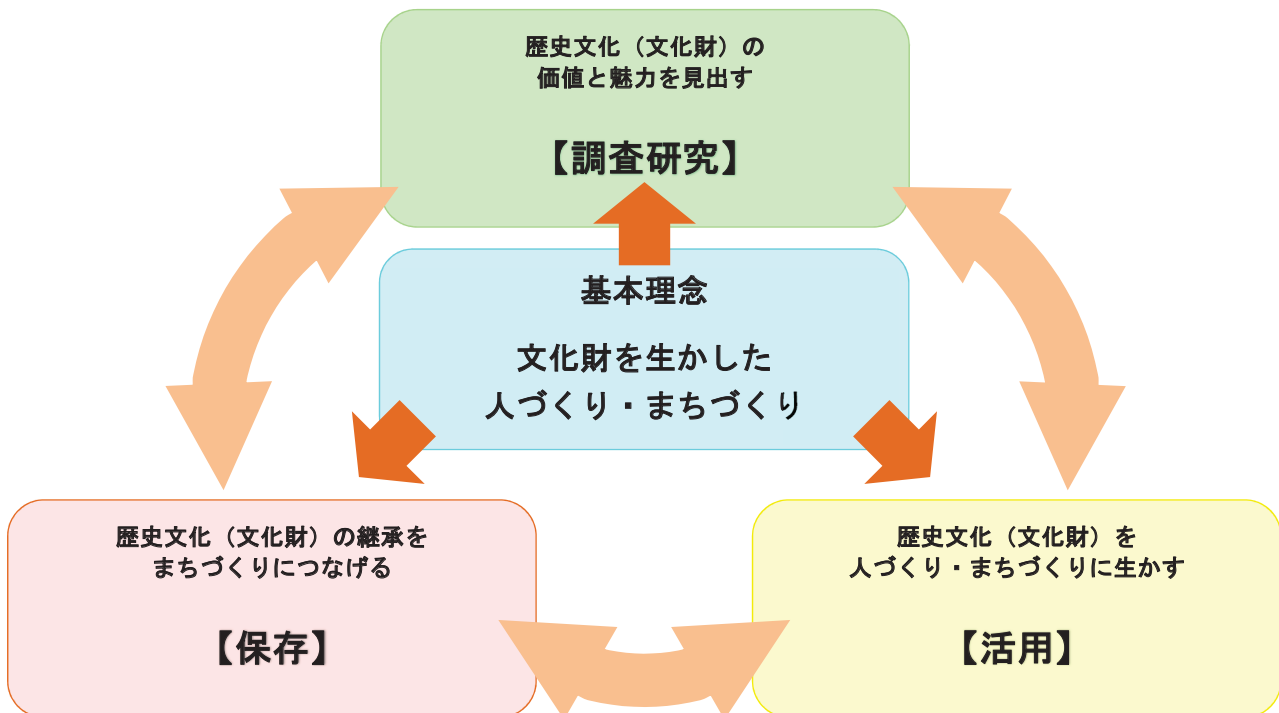
#### 1. 基本理念の展開

基本理念「文化財を生かした人づくり・まちづくり」を、3つの方向性に展開させます。

- ・文化財の価値を明らかにし、その魅力を「市民の共有財産」に磨き上げる【調査研究】
- ・文化財の魅力を後世に継承させるとともに、継承への取り組みによって地域の結束を促す【保存】
- ・文化財を通じた人材育成に取り組み、積極的にまちづくりに利活用する【活用】

措置（具体的な事業や事業主体、事業スケジュールなど）によってこれら3つの方向性を相互に作用させ、文化財の一体的・総合的な保存と活用を展開させます。

図 37 基本理念展開の概念図



## 第2節 調査研究・保存・活用の現状と課題

大野市は、これまで述べてきたように、人口減少と少子化・高齢化により、地域の文化財を取り巻く環境が大きく変化し、これまで地域の人々の手により守られてきた文化財の調査研究・保存・活用のあり方も大きく変化しようとしています。

本節では、大野市の文化財の調査研究・保存・活用を取り巻く現状や、基本理念を展開する3つの方向性に基づき、課題を整理します。

### 1. 調査研究に関する現状・課題

大野市は、昭和43年(1968)3月30日付けで大野市文化財保護条例を施行して以降、本条例に基づくさまざまな文化財の調査研究や保護の取り組みを進めてきました。文化財類型ごとに文化財調査を実施し、その成果は「埋蔵文化財発掘調査報告書」や各種研究論文・報告書にまとめられ、特に重要な文化財について指定の措置を講じてきました。さらに、博物館などで特別展や企画展を開催するとともに、展示資料に関する文化財の調査を進めてきました。

また、昭和50年度(1975年度)から平成30年度(2018年度)にかけて、大野市史を編纂してきました。本事業では、通史編の刊行に先立って、まず貴重な文書などの史料を調査収録、整理する基礎作業から着手しました。その後、大野市内の自然環境や方言、民俗、新聞資料など、多岐にわたる歴史資料の調査収録も実施しました。これらの成果は各巻に網羅的に記述・収録されており、地域の歴史と史料を幅広く把握できるようになっています。また、旧西谷村と旧和泉村でもそれぞれ村史が編纂されており、合わせて平成30年度(2018年度)までに目録を含め計22冊を刊行しています。他に、大野市文化財保護審議会では『奥越史料』にその研究成果をまとめています。

こうした市の調査活動の基盤の一つに、国や県が行う各種文化財調査が挙げられます。これらの多くは文化庁による補助事業として文化財類型ごとに全国あるいは地域を区切りながら調査が行われており、その結果は報告書として刊行されています(詳細は資料編14を参照)。大野市においても、所在する文化財が調査対象となっており、例えば旧橋本家住宅(上庄地区)や旧城地家住宅(富田地区から福井市へ移築)の文化財指定(それぞれ、重要文化財、福井市指定文化財)へとつながっています。また、すでに文化財指定を受けているものについて行う調査の報告は、価値を改めて理解することに役立っています。

課題：・未調査文化財(表7を参照)の把握調査を行い、詳細調査の検討資料とする必要があります。

表6 大野市史及び旧村誌・旧村史一覧

発行者	書名	刊行年月	
大野市史	第1巻 社寺文書編	昭和53年3月	
	第2巻 諸家文書編一	昭和53年3月	
	第3巻 諸家文書編二	昭和56年3月	
	第4巻 藩政資料編一	昭和58年3月	
	第5巻 藩政資料編二	昭和59年3月	
	第6巻 史料総括編	昭和60年3月	
	第7巻 図録文化財編	昭和62年3月	
	第8巻 地区編	平成3年3月	
	第9巻 用留編	平成7年3月	
	第10巻 新聞資料編	平成12年3月	
	第11巻 自然編	平成13年3月	
	第12巻 方言編	平成18年5月	
	第13巻 民俗編	平成20年5月	
	第14巻 通史編 下巻	平成25年5月	
	第15巻 通史編 上巻	平成31年3月	
西谷村	西谷村誌 上巻	昭和45年10月	
	西谷村誌 下巻	昭和45年10月	
	和泉村	和泉村史	昭和52年3月



写真21 大野市史

- ・文化財の保護や保全につなげるため、文化財の状態を記録する必要があります。
- ・博物館施設において、希少性の高い文化財や散逸の恐れのある文化財の保管・収集を適切に行う必要があります。
- ・必要な資料を購入して、郷土資料の市外への散逸を防ぐ必要があります。
- ・『奥越史料』を発刊し、郷土史についての情報発信を行う必要があります。

表7 文化財調査の実施状況（令和4年（2022）1月時点）

		原始以前	原始	古代	中世	近世	近代	現代	報告書など	
有形文化財	建造物	—	—	—	—	●			1、12、15、16、18、23、26、27	
	美術 工芸品	絵画	—	—	○			×	2、12、15、17	
		彫刻	—	—	○			×	2、12、17	
		工芸品	—	—	○			×	2、12、15、17	
		書跡・古文書・典籍	—	—	○			×	2、3、4、12、17	
		考古資料	—	○			—	×	2	
		歴史資料	—	—	○			×	2	
無形文化財	演劇・音楽	—	—	—	×	×	×	×		
	工芸技術	—	—	—	×	×	×	×		
民俗文化財	有形	衣食住	—	—	▲				2、5、6、7、22	
		生業	—	—	▲				2、5、6、7、22	
		信仰	—	—	▲				2、5、6、7	
		祭り・年中行事	—	—	▲				2、5、6、7	
		民俗芸能	—	—	▲				2、5、6、7	
	無形	衣食住	—	—	▲				2、5、6、7、12、14	
		生業	—	—	▲				2、5、6、7、12、14	
		信仰	—	—	▲				2、5、6、7、12、14、28	
		祭り・年中行事	—	—	▲				2、5、6、7、12、14、28	
		民俗芸能	—	—	▲				2、5、6、7、12、13、14、15、24、28	
記念物	遺跡	遺跡	—	▲			—		8、9、12、15、25	
		城跡	—	—	▲			—	8、9、15、19	
		旧宅	—	—	○			—	9	
	名勝地	景勝地	—	—	—	○			2	
		庭園	—	—	—	○			2	
	動物、 植物、 地質鉱物	動物	—	—	—	—	—	—	△	7、10、12、15、20、21
		植物	—	—	—	—	—	—	△	7、10、12、15
		地質鉱物	△	—	—	—	—	—	—	7、10、12
文化的景観		—	—	—	×	×	×	×		
伝統的建造物群		—	—	—	×	×	×	×		
文化財保存技術		—	—	—	×	×	×	×		
埋蔵文化財		—	▲			—	—	—	8、11、12	

凡例 ●：全地区を対象に悉皆調査、▲：全地区を対象に一部調査、○：一部地区を対象に悉皆調査  
△：一部地区を対象に一部調査、—：対象無し、存否不明、×：未調査

※1「歴史的建造物の総合調査」 ※2『大野市史』図録文化財編 ※3『西谷村誌（上下巻）』 ※4『和泉村史』 ※5『奥越前の民俗芸能』 ※6『大野市史』民俗編 ※7『ふるさと和泉』シリーズ ※8『福井県遺跡地図』 ※9『大野市史』地区編 ※10『大野市史』自然編 ※11『福井県遺跡台帳目録』 ※12『穴馬の民俗』 ※13『福井県の民謡』 ※14『真名川流域の民俗』 ※15『福井県の史跡・名勝と文化財』 ※16『福井県の民家』 ※17『白山を中心とする文化財』 ※18『近世社寺建築緊急調査報告書』 ※19『福井県の中・近世城館跡』 ※20『白山カモシカ保護地域特別調査報告書』 ※21『伊吹・比良山地カモシカ保護地域特別調査報告書』 ※22『福井県の諸職』 ※23『福井県の近代化遺産』 ※24『福井県の民俗芸能』 ※25『福井県歴史の道調査報告書』 ※26『福井の歴史的建造物』 ※27『福井県の近代和風建築』 ※28『福井県の祭り・行事』

## 2. 保存に関する現状・課題

大野市地域計画では、143 件の指定等文化財と 993 件（令和 4 年（2022）1 月時点）の未指定文化財を把握しています。これら文化財については、所有者や地域の人々の手により守られ続けてきました。また、「大野市結の故郷伝統文化伝承条例」により、「おおの遺産」への認証と活動を支援する制度を創設し、保存や継承に努めています。

城下町を中心とした大野市街地では、来訪者を対象とした観光対応として文化財が活用されることが多く、所有者や観光事業者を中心に文化財の保存に対する理解は得られやすい環境にあります。一方で、山間部では人口減少が進み、また、文化財の利活用策が十分に機能していません。

さらに、地域を支えてきた住民の高齢化と減少、後継者不足からくる不十分な管理状況は、経年劣化や暴風雨・地震・降雪・洪水といった自然災害によるき損や滅失の発見を遅らせる他、地域の防犯や防災への対応の弱体化などに伴う文化財への影響が懸念されます。

課題：・文化財の指定などを行い、保護や継承を促し、修復に対する所有者負担を軽減する必要があります。

- ・文化財を良好な状態で管理するための行政などによる支援体制を構築する必要があります。
- ・指定文化財の保存修復に対する行政などによる支援を充実させる必要があります。
- ・文化財を火災から守るため、防火訓練・査察を適切に実施する必要があります。
- ・指定文化財の保護パトロールを行う必要があります。
- ・市民の生命及び文化財を含む財産を守るため、大野市地域防災計画を推進させる必要があります。
- ・地域の行事を継承させるため、「おおの遺産」への認証を推進させる必要があります。
- ・無形民俗文化財の保存育成のための支援を継続させる必要があります。



写真 22 おおの遺産  
わらびよう  
藤生里神楽

## 3. 活用に関する現状・課題

大野市は、博物館・文化施設を利用し、企画展や見学会、観察会、化石発掘体験などの取り組みを通じて歴史文化に関する情報を発信しています（詳細は資料編 15 を参照）。

また、博物館の図録と各種調査報告書を刊行し、関係機関への配布と市民などへの頒布を行うことで、大野市の文化財の情報発信に努めています。この他、大野市内小中学校での校外学習や公民館での講演活動など、学校教育や社会教育の場での文化財の活用を図っています。令和 2 年度（2020 年度）には、「心をひとつにおどり結び事業」を実施し、大野市内の踊りの動画を撮影・配信することで、発表の機会を提供し、活動の継続を促進しました。

さらに、大野市は、国登録有形文化財「旧内山家住宅」（大

表 8 博物館・文化施設一覧

分類	名称
大野市博物館 (2 館)	大野市歴史博物館
	大野市民俗資料館
その他	和泉郷土資料館
	笛資料館
	越前大野城
	武家屋敷旧内山家
	武家屋敷旧田村家
	COCONO アートプレイス
	本願清水イトヨの里 大野市化石発掘体験センター

野地区)や市指定史跡「田村又左衛門家屋敷」(大野地区)、国登録有形文化財「平成大野屋」(大野地区)の整備を進めてきました。

課題：・市指定文化財「大野市民俗資料館」の管理を適切に行う必要があります。

- ・郷土芸能に親しむ機会を創出する必要があります。
- ・歴史イベントを実施するほか、郷土史学習への支援を行う必要があります。
- ・文化財の出前授業を実施する必要があります。
- ・文化財の学習についての発信を支援する必要があります。
- ・文化財に関わる情報を、文化財標柱や広報おおの、ホームページ、SNS、各種印刷物などさまざまな方法で発信する必要があります。
- ・郷土史をテーマごとにまとめて発信するために、博物館施設で特別展を行う必要があります。
- ・文化財への理解を促すために、博物館施設での展示説明を充実させるとともに、体験機会を創出する必要があります。
- ・古文書資料の活用を促進させる必要があります。
- ・文化財への興味を喚起するため、非公開文化財も含め、さまざまな文化財の公開を促進させる必要があります。
- ・観光拠点として、越前大野城の維持管理と活用を適切に行う必要があります。
- ・城下町観光の拠点として、「平成大野屋」の管理を適切に行う必要があります。
- ・観光誘客を図るために、文化財の情報をメディアやPR広告する必要があります。
- ・地域資源のブランド化を推進させる必要があります。
- ・古民家ギャラリーの活用を活性化させる必要があります。
- ・公共交通の維持とまちづくりへの活用を促進させる必要があります。
- ・生涯学習推進計画の事業を推進させる必要があります。

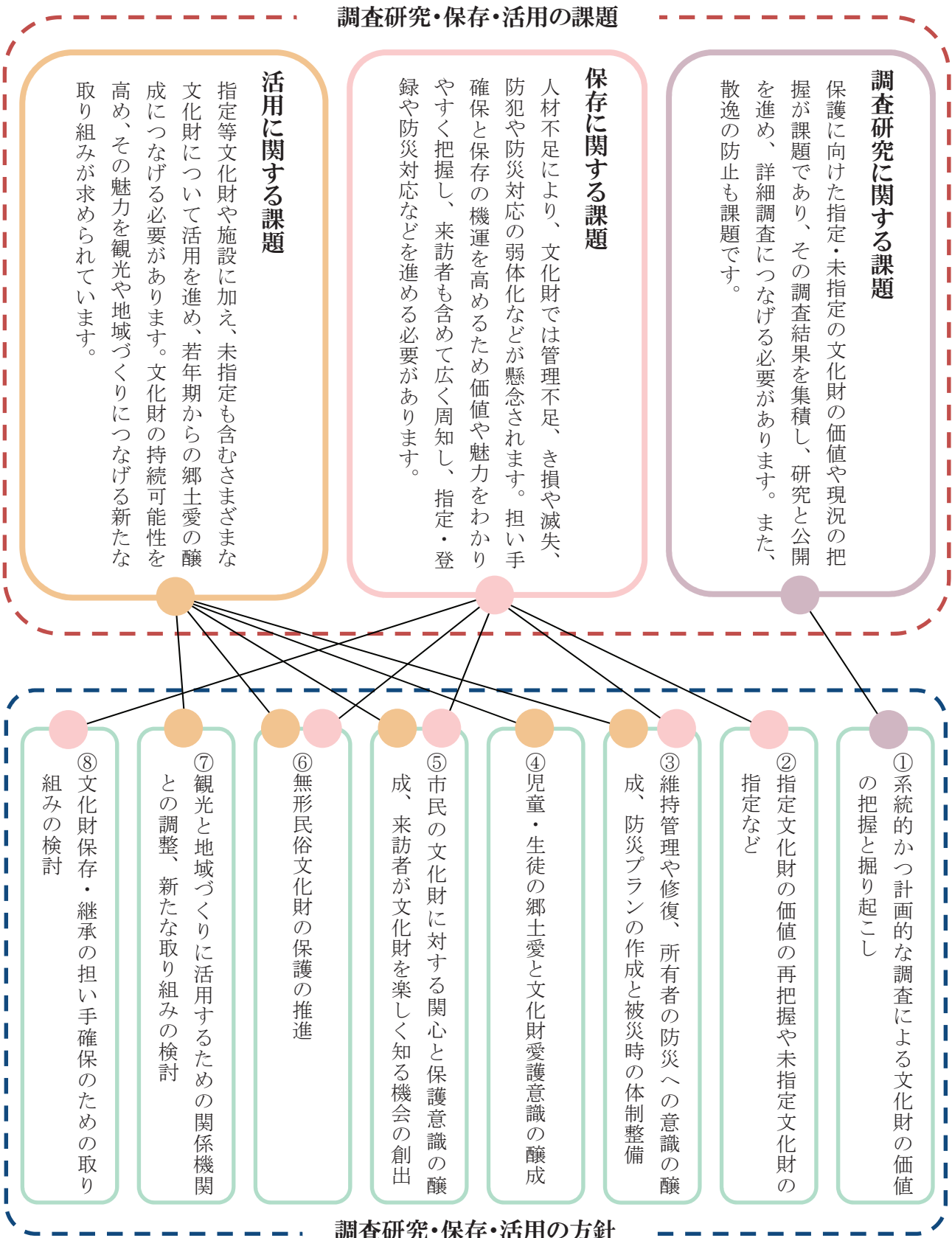


写真 23 田村又左衛門家屋敷の整備

### 第3節 調査研究・保存・活用の方針

本節では、前節の課題を受け、次のとおり方針を設定します。

図 38 基本理念を展開させるための課題と方針の関係図



## 方針①系統的かつ計画的な調査による文化財の価値の把握と掘り起こし

文化財が持つ価値のさらなる把握と、新たな文化財の掘り起こしを目的とした調査研究を行います。

これまでに大野市及び他の調査研究機関や研究者によって行われてきた調査結果については再検討を継続的に行い、新たな知見を加えることで、情報の精度を高めます。調査が一部にとどまっているものや、未実施のものについては、所在の把握を主目的とした調査を実施します。

古文書資料は、大野市の歴史のさらなる解明のため、今後とも収集及び調査を継続させます。

民俗芸能や祭礼などの無形民俗文化財は、由来や起源、どのようにして伝わってきたのかなど、大野市内外の類似の文化財との比較検討を行い、さらなる価値を見出します。

埋蔵文化財の発掘調査や試掘調査は開発事業と調整して行います。

全国的に見ても重要な古生代や中生代の地層と、これらから発見される化石の調査研究は、県立恐竜博物館をはじめ、関係機関と共同して取り組みます。

未把握の文化財については、市民の協力のもと聞き取りなどで継続的に情報を集めます。

こうして蓄積された情報を「文化財カルテ」として集積し、文化財の現状や活用状況の把握を一元に行い、中長期的な視点での保護・保全に活用します。

確認された資料のうち希少性の高い文化財や散逸の恐れのある文化財は優先的に博物館施設で収集し、保管環境を整えます。また、『奥越史料』においても資料及び知見についての情報発信を行います。

必要な郷土資料は適正な価格で購入し、市外への散逸を防ぎます。

## 方針②指定文化財の価値の再把握や未指定文化財の指定など

文化財の調査によって確認された新たな歴史的な価値や、新たに発見された史料などについて、指定文化財であれば価値の再把握を行います。これまでに確認されている未指定の文化財や、大野市地域計画作成の過程で確認された未指定の文化財については、さまざまな調査研究により新たな価値を明らかにし、必要に応じて、文化財に指定または国の文化財登録原簿への登録の提案をします。文化財としての価値の再把握や新指定・新登録によって、所有者や保存団体、その周囲において所有や継承の意義を喚起するとともに、管理や防災における指定等文化財に対する行政支援を受けやすくします。

## 方針③維持管理や修復、所有者の防災への意識の醸成、防災プランの作成と被災時の体制整備

大野市内の各地域で守られてきた文化財は、人口減少や少子化・高齢化などによる文化財保護の意識の希薄化や管理団体の弱体化により、労力や経費の負担が増大し、維持管理と修復が困難となってきています。また、美術工芸品や古文書などの有形文化財は、脆弱な素材が多く、自然災害や火災などで破損すると、元に戻すことは困難です。これらのことから、文化財のき損や滅失、大野市外への散逸などが発生しないよう、文化財を保護します。

文化財を良好な状態で管理し、保存を図るために、所有者や管理者に対して、文化財の価値と歴史的な背景などの説明を行います。また、公開することも、所有者・観覧者ともに知ることにつながることから、積極的に行うことが重要であり、適正な方法を検討する必要があります。

実際の管理に当たっては、文化財の維持管理や環境整備を日常的に行うことは、一見すると負担のようにも感じられますが、こうした適切な管理は異常の早期発見につながり、破損を初期段階に抑えて修

理期間を延ばすなど、管理者の修理負担が軽減できることから、文化財防火査察の機会を利用して、保存管理に必要な助言を行います。

こうした、文化財の価値を知ることで保存や活用の重要性の認識につなげることは、所有者だけに求められるものではありません。行政として市指定文化財「大野市民俗資料館」(大野地区)の管理を適正に行うことで、「知る」と「保存・活用」の関係性や重要性の認知を広げます。

また、防災措置に関しては「大野市地域防災計画」を基本として推進させ、文化財としての特性に対しては文化庁作成の「防火対策ガイドライン」を活用・参考にして防火点検を実施し、文部科学大臣決定の「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を活用・参考して総合的・計画的な防火対策を進めることで、防災プラン作成にかかる所有者の負担軽減と、文化財の継承の両立を図ります。被災対応については「福井県文化財保存活用大綱」に則り、被災文化財の保護措置を実施します。

文化財の維持管理や、破損時の修理方針の立案など、必要な行政支援を行います。

今後は、大野市の文化財のデータベースを基に、建造物や美術工芸品などの文化財の分野別に、各文化財の状態や保管状況などをまとめた「文化財カルテ」を作成整備して、文化財の現状把握を図り、保護と保全につなげます。

また、化石の無断採取などの防止を目的として実施している「化石パトロール」を、対象を指定文化財に拡大し、県が実施している文化財パトロールと連携して実施できるよう検討します。さらに、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて実施している文化財の防火訓練や査察などを、今後も継続して実施します。

#### 方針④児童・生徒の郷土愛と文化財愛護意識の醸成

小・中学校で郷土の文化財について学習できるよう、文化財担当者が学校に出向き授業を行う出前授業や、城跡などの史跡の現地案内など、文化財をより身近に感じてもらえる機会を設けます。

現在、実施している小学生が地域の伝統芸能を学び、披露する「結の故郷ふるさと芸能発表会」を、地域・保存団体・学校・公民館と協力して、今後も継続して実施します。

また、地域の文化財などについて学習し地域の課題解決などの内容を企画・提案する独自の教育プログラムの作成を関係機関とともに検討していきます。

#### 方針⑤市民の文化財に対する関心と保護意識の醸成、来訪者が文化財を楽しく知る機会の創出

博物館や武家屋敷などでの企画展の実施や、その他の文化施設との連携による展示や講座、体験会などを行います。その際の解説は理解を広く促すために平易な言葉で行い、時代背景を含めるなど内容を充実させます。また、普段は非公開の文化財の公開を進めたり、大野市史編纂事業で収集した古文書資料を活用するために一般公開を行うなど、大野市内の文化財について、「見て・触れて・学べる」機会を創出します。

さらに、史跡などの所在地への標柱の設置や「広報おおの」、大野市公式ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)、各種パンフレットや冊子などを活用した文化財の情報発信を積極的に行います。「おおの城まつり」や「大野市総合文化祭」などのイベントで、伝統芸能の踊りと伝統食の体験ができるようにするなど、さまざまな場所や施設で「見て・触れて・学べる」機会を設けます。



## 方針⑥無形民俗文化財の保護の推進

市民の高齢化と人口減少により、特に古くからの生活や習わしなどを物語る無形民俗文化財は、担い手の減少が進んでいることから、さらなる保存・継承の取り組みが必要な状況となっており、地域の結び付きが重要な役割を果たしています。

大野市は、指定文化財を中心に、無形民俗文化財の保存団体による保存継承事業を支援しています。また、踊りや里神楽、風習・<sup>なりわい</sup>生業などの伝統文化を「おおの遺産」に認証し、その保存継承事業に対しても支援を行っています。これら保存継承には、公開活動を継続することで認知を高めることが肝要であり、その支援の一環として、踊りと里神楽の一部は、動画で撮影し、インターネット上で公開しています。大野市内には、公開している伝統芸能以外にも踊りや歌などの民俗芸能、祭礼や神事などの風俗風習、農業や林業に係る民俗技術などの無形民俗文化財があります。これらの文化財の保存・継承を図るため、関係団体との協力により、情報収集や、録音・録画などの記録化と、記録した物の公開・活用を行います。

また、現在、実施している「<sup>ゆい</sup>結の故郷ふるさと芸能発表会」を今後も継続して実施し、児童・生徒に踊りの練習の機会を設けることで、次世代につなげます。

## 方針⑦観光と地域づくりに活用するための関係機関との調整、新たな取り組みの検討

近年、文化財を観光と地域づくりの面で活用し、文化財の保護につなげようという取り組みが盛んになっています。平成31年(2019)4月に文化財保護法が改正され、これまで以上に文化財の活用に焦点があてられるようになりました。大野市においても、文化財を活用することで、観光と地域づくりの形成に資することができるように取り組みます。

特に、城下町「越前おおの」のシンボルである越前大野城を観光振興の核として据え、維持管理を適切に行います。また、城下町散策の拠点として、城下町西端の登録有形文化財「平成大野屋本店洋館、二階蔵、平蔵」(大野地区)の整備及び活用を推進させます。また、城下町東端の古民家ギャラリー「COCONOアートプレイス」の活用を促進させることで、来訪者のまちなか散策を促し、満足度を向上させます。

大野市では、「越前大野城」や「平成大野屋」、「武家屋敷旧内山家」、「武家屋敷旧田村家」、「古民家ギャラリー」(いずれも大野地区)といった歴史を根拠とした施設が観光拠点またはその周辺に存在していることから、歴史などの情報発信は観光誘客にとっても重要であり、そうした需要を受けて、文化財の保存・管理も推進されることから、各種メディアに向けた情報発信を積極的に行います。こうした情報が来訪者やメディアにとって魅力あるものとして捉えられるよう個別のブランド化を進めるとともに、既存の「越前大野ブランド」をより補強させることで、稼ぐ力として具現化させていきます。

市外からの来訪者のアクセスや市内移動のために公共交通機関を維持し、利便性の向上について継続して検討します。また、「越前おおの結ステーション」と道の駅「越前おおの <sup>あらしま</sup>荒島の郷」を中心に、大野市街地に加え、大野市街地周辺地域の文化財も含めて紹介し、公共交通機関を利用して参加できるイベントを実施します。

## 方針⑧文化財保存・継承の担い手確保のための取り組みの検討

無形民俗文化財をはじめ、有形文化財や記念物などさまざまな文化財について、保存・継承の担い手確保に向けた取り組みが必要です。

地域の伝統や文化財などを継承していく担い手は地域の子どもたちであり、学校教育の場を活用して文化財の大切さを伝えることは重要な取り組みです。このため、生涯学習推進計画に基づく「結の故郷ふるさと芸能発表会」を今後も継続して実施し、郷土芸能に対する理解と踊り手を確保します。

## 第4節 調査研究・保存・活用の措置

前節の方針を受け、文化財の調査研究・保存・活用に関する措置（具体的な事業や事業主体、事業スケジュールなど）を設定します（調査研究・保存・活用の課題と方針と措置の一覧は、表 17 を参照）。

第六次大野市総合計画は文化財の保存・活用を含む、まちづくりの目標と方向を示した最上位計画であり、大野市地域計画においても上位計画として位置付けています。措置の設定に当たっては、第六次大野市総合計画と整合させます。文化財の公開活用に当たっては、公共施設とインフラ資産の適正配置を踏まえた維持管理の適正化及び中長期的な財政負担の軽減と平準化についての方針を定めている公共施設等総合管理計画との整合を図ります。また、越前おおの産業ブランド力向上戦略による歴史・文化の地域資源としてのブランド力向上や、大野市地域防災計画に基づく文化財の防災措置など、各種関連計画との連携を図ることで、相互における計画推進の補完に努めます。

なお、文化財の調査研究・保存・活用の措置を進めるに当たっては、市費・県費・国費（文化財補助金・地方創生推進交付金など）、その他、民間資金を活用します。




また、大野市を取り巻く社会情勢と財源状況により、各種事業内容やスケジュールなどの変更や追加を行う場合があります。

第5章で、大野市の多種多様な文化財を、歴史文化の特徴に基づく 11 のテーマに区分した「関連文化財群」として説明するとともに、措置を設定しています。関連文化財群の措置は、当節の「方針に対応する措置」の一部と関連しており、事業を細分化し、内容をより具体的に示しています。その関係を把握できるように、方針に関係する措置の一覧に関連文化財群の措置の番号を示しました。

※各方針に対応する措置の一覧の「事業主体」欄の凡例は、以下のとおりです。

- 凡例 市民：市民、地域住民、事業者
- 所有者など：所有者、保存団体、管理団体
- 教育・研究機関：小中高等学校、大学、研究機関
- 市：文化財部局、他部局

※各方針に対応する措置の一覧の「事業期間」欄の凡例は、以下のとおりです。

- 凡例 ◎：期間内で重点的に取り組みを行う年度・期間がある場合
- ：期間内で取り組みを行う年度・期間がある場合
- ：調査研究の方針に対応する措置
- ：保存の方針に対応する措置
- ：活用の方針に対応する措置

※表 9 から表 16 の各一覧は、表 17 「調査研究・保存・活用の課題と方針と措置の一覧」と対応しています。

表9 方針①「系統的かつ計画的な調査による文化財の価値の把握と掘り起こし」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
1	「文化財カルテ」の作成 文化財の現状把握を図り、保護や 保全につなげるため、文化財の状 態を記録する「文化財カルテづく り」を進めます。	所有者など 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	○	
2	博物館施設における資料の収集・保管 歴史博物館において、希少性の高 い文化財や散逸の恐れのある文化 財を収集・保管・展示します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	○	<3>-3
			◎	◎	◎	◎	○	
3	郷土資料の購入 郷土に関する資料を購入し、大 野市外への散逸を防止します。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	
4	文化財の調査の実施 明確になった調査未実施の文化財 類型について、所在及び現状を把 握するため、第5章で示す「関連文 化財群」ごとに調査を実施します。 把握調査結果は、詳細調査の要否 や優先順位、実施時期や方法につ いての検討資料とします。	教育・研究機関 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	○	<1>-1 <2>-4 <3>-2 <4>-1 <4>-2 <5>-1 <6>-1 <7>-3 <7>-4 <8>-3 <9>-3 <10>-4 <11>-8
5	『奥越史料』の発刊 郷土の歴史や自然などについて執 筆された論文をまとめた冊子『奥 越史料』を発刊します。	市（文化財部局）		○			○	

表10 方針②「指定文化財の価値の再把握や未指定文化財の指定など」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
6	文化財の指定や登録 文化財の調査によって得られた結 果に基づいて、価値の再把握や新 たな文化財の指定に取り組みま す。 あわせて、国の文化財登録原簿へ の登録の提案を積極的に行い、ボ トムアップによる未指定文化財の 保護を推進します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	

表11 方針③「維持管理や修復、所有者の防災への意識の醸成、防災プランの作成と被災時の体制整備」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
7	指定文化財の維持管理 指定文化財を良好な状態で管理し、 保存を図るための計画づくりや補 修、清掃などの維持管理を行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	<8>-1 <11>-2
8	指定文化財の保存修復 指定文化財の保存修理と保存整備を 行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	<11>-1

9	市指定文化財「大野市民俗資料館」の管理 明治期に建てられた大野市民俗資料館（市指定）を適正に管理し、一般公開します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	
			◎	◎	◎	◎	◎	
10	指定文化財の保存修理に対する支援 指定文化財の修理事業の支援を行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	
11	文化財防火訓練・査察の実施 文化財防火デーに合わせた文化財防火訓練、防火査察を実施します。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	
12	指定文化財の保護パトロールの実施 指定文化財の状態の把握と破損の早期発見を目的としたパトロールを実施します。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	
13	大野市地域防災計画の推進 各種災害に対する日常的予防や被災時の対応、防災体制づくりなど、市民の生命及び文化財を含む財産を守るための事業実施を推進します。	市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	

表 12 方針④「児童・生徒の郷土愛と文化財愛護意識の醸成」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
18	小学生の郷土芸能の体験 小学生を対象に、踊りや里神楽、太鼓など地域に伝わる郷土芸能に親しむ機会を作ります。	教育・研究機関 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	<2>-1
19	子ども向け歴史イベントの実施 史跡めぐりや、古文書体験など歴史イベントを実施します。また郷土の歴史調べなどに協力します。	教育・研究機関 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	
20	文化財の出前授業の実施 小・中学生を対象に、学校を訪問して文化財に関する授業を行ったり、実際の文化財を見ながら解説したりします。	教育・研究機関 市（文化財部局）	○	○	○	○	○	
21	児童生徒による文化財情報の発信活動の実施 児童・生徒が地域の自然や文化、歴史、偉人、観光資源などについて学習し地域の課題解決などの内容を企画・提案する学習を行います。また学習成果はCMコンテストに応募して発信を行います。	教育・研究機関 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	○	

表 13 方針⑤「市民の文化財に対する関心と保護意識の醸成、来訪者が文化財を楽しく知る機会の創出」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
14	文化財標柱の設置 指定文化財やそのほか城跡や古墳などがある場所に文化財の名称や概要を表示した標柱を設置します。	市（文化財部局）	○	○	○	○	◎	

22	文化財情報の発信 文化財のさまざまな情報を、ホームページやパンフレット、冊子などにまとめ情報発信します。	市民 所有者など 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	○	<1>-2 <6>-2 <7>-4 <8>-2 <9>-2 <10>-3	<4>-3 <7>-2 <8>-1 <9>-1 <10>-2
23	特別展・企画展の開催 歴史博物館において、郷土の歴史や文化財をテーマにした特別展・企画展を開催します。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	<1>-2 <6>-2 <8>-2 <10>-2	<4>-3 <7>-2 <9>-1
24	博物館資料の展示品の解説の充実と体験機会の創出の実施 博物館の展示資料について解説を充実させるとともに、実物に触れたり、使ってみたりなどの体験できる展示を行います。	市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	○	<3>-4 <9>-1	<8>-2 <10>-1
25	古文書資料の活用 収集した古文書資料を一般に公開し、市民や学校、研究機関などが活用しやすいようにします。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○		
26	文化財の一般公開 普段はなかなか見ることができない民間所有の文化財の一般公開を行います。	所有者など 市（文化財部局）	○	○	○	○	○		
27	SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報発信 文化財の保護活動や公開、イベントなど、文化財に関するさまざまな取り組みを Facebook やスマートフォンのアプリを活用して発信します。	所有者など 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	○		

表 14 方針⑥「無形民俗文化財の保護の推進」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
15	「おおの遺産」の認証 「おおの遺産」の候補の調査結果に基づいて、新たな「おおの遺産」の認証に取り組みます。	所有者など 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	
16	無形民俗文化財の保存育成に対する支援 大野市内に伝わる踊りや太鼓などの無形民俗文化財保存団体の活動を支援します。	所有者など 市（文化財部局）	◎	◎	◎	◎	◎	<7>-1 <7>-5
			◎	◎	◎	◎	◎	

表 15 方針⑦「観光と地域づくりに活用するための関係機関との調整、新たな取り組みの検討」に対応する措置の一覧

No.	事業名 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置	
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12		
28	越前大野城の維持管理と活用 大野市のシンボルである越前大野城を適切に維持管理し、越前大野城や歴代城主、大野ゆかりの地などを来訪者に情報発信します。また、スタンプラリーや御城印などイベントに対応します。	市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	<5>-2 <5>-4	<5>-3

29	登録有形文化財の観光活用 平成大野屋本店洋館（国登録）・二階蔵（国登録）・平蔵（国登録）を まちなか観光の拠点として適切に 活用します。	所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	○	<5>-6
30	文化財の発信プロモーションの取組み 文化財の情報をメディアやPR広 告などにより発信する取組みを 行います。	市民 所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	○	<1>-2 <4>-3 <6>-2 <7>-2 <7>-4 <8>-1 <8>-2 <9>-1 <9>-2 <9>-4 <10>-2
31	地域資源のブランド化の推進 これまで築いてきた越前おおのブ ランドを磨き上げ、各産業分野で 稼ぐ力に具現化するため計画を推 進します。	市民 所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	○	<9>-4
32	古民家ギャラリーの活用 小コレクター運動などの絵画の展 示と企画展を開催します。	所有者など 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	
33	公共交通の維持とまちづくりへの活用 公共交通機関の利便性を向上させ るとともに、利用のきっかけとな るイベントを実施することで、利 用促進を図ります。	市民 市（他部局）	◎	◎	◎	◎	◎	

表 16 方針⑧「文化財保存・継承の担い手確保のための取組みの検討」に対応する措置の一覧

No.	事業名 ----- 事業概要・業務内容	事業主体	事業期間（年度）					関係する 関連文化財群の 措置
			令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8～12	
17	生涯学習推進計画の事業の推進 伝統芸能や伝統行事の継続など、 地域の課題解決に関する学習を進 めます。	市（文化財部局）	○	○	○	○	○	







## 第5節 文化財の防災・防犯

総合的な防災対策に取り組む「大野市地域防災計画」（令和4年（2022）3月修正）では、市民の生命と財産を守るため、基本方針を災害発生時の被害を最小化する「減災」としてしています。

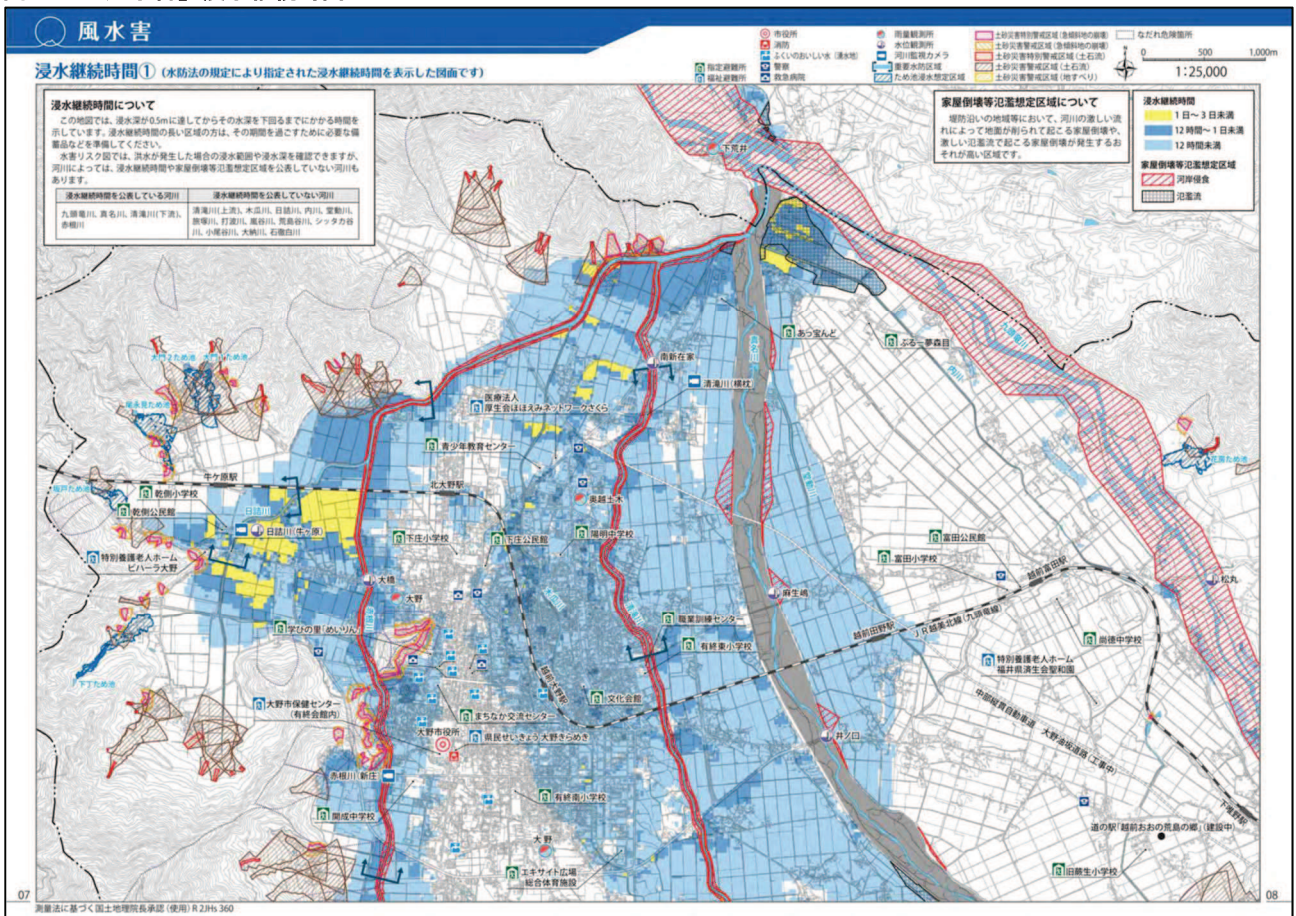
大野市地域計画においても、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」と「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（いずれも令和元年（2019）12月、文化庁）を活用・参考とすることで、有効的な方策の実施と管理負担の軽減の両立を図ります。また、「福井県文化財保存活用大綱」（令和2年（2020）3月）との整合を図りながら、同計画に準拠した方針を定めます。

### 1. 災害の特性

#### (1) 風水害

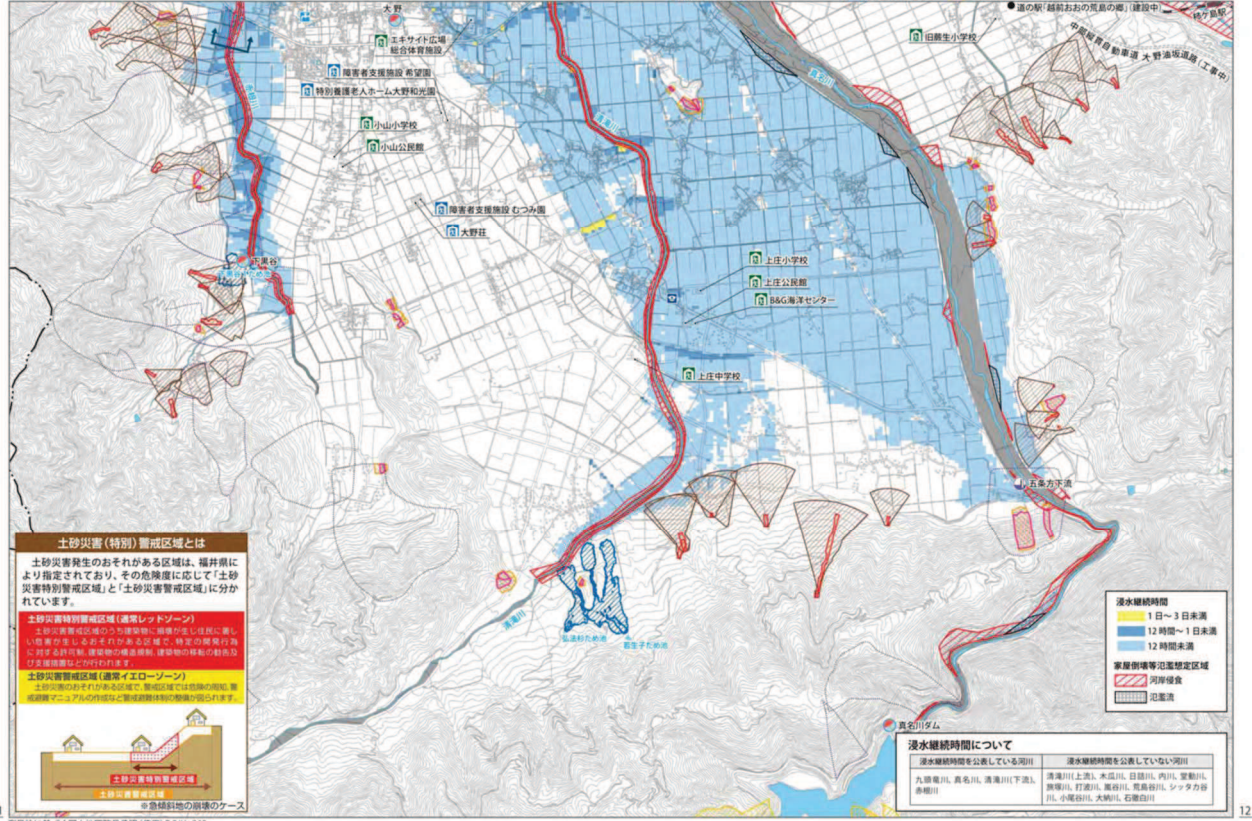
伊勢湾台風（昭和34年（1959））や奥越豪雨（昭和40年（1965））など、台風や梅雨前線の活動に起因して水害が発生した事例が多い他、融雪時の河川氾濫や、水路などが雪で閉塞して浸水被害をもたらす特殊な水害も発生しています。ただし、こうした水害の発生については、河川水位などの自然的状況、堤防・排水路・下水道整備などの社会的状況に影響されるため、降水量と被害の関係を明確に示すものではありません。

図39 「風水害」 浸水継続時間



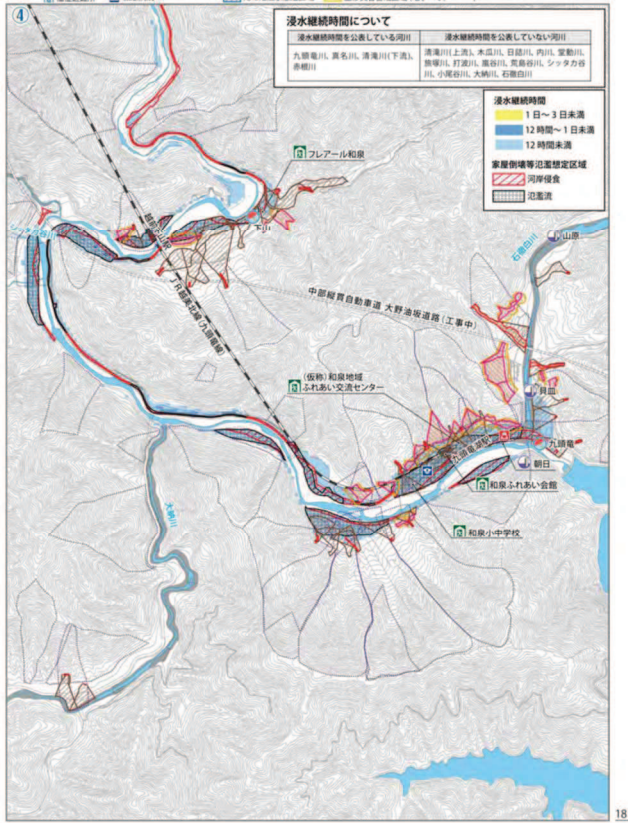
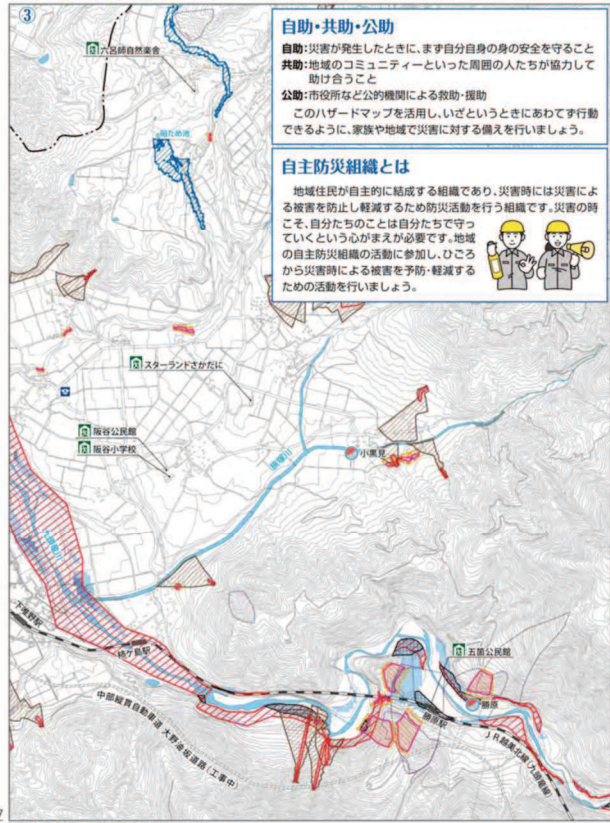
# 風水害

浸水継続時間② (水防法の規定により指定された浸水継続時間を表示した図面です)



# 風水害

浸水継続時間③-④ (水防法の規定により指定された浸水継続時間を表示した図面です)



(「大野市総合防災マップ」より)

## (2) 土砂災害

大野市で発生した土砂災害は、台風や梅雨前線の活動に伴う暴風雨、集中豪雨など、風水害と同時に土砂災害が発生している事例が多く、特に昭和 36 年（1961）の第二室戸台風による増水では、市北東部の打波川及びその支川の流域で大規模崩壊が発生しています。また、昭和 40 年（1965）9 月は、台風第 23 号・第 24 号と集中豪雨により県内で大きな災害が発生し、特に大量の土砂の流入や山腹崩壊を起こした集中豪雨によって、上笹又（西谷地区）、中島（西谷地区）では壊滅的な打撃を受けました。

なお、市域の南部を占める山地は、手取層群と称される砂岩、頁岩を主とする堆積岩類と、これを貫き被覆する中生代から新生代の火成岩類が広く分布するため、基盤岩類の風化や搔乱の程度が著しく、山間部の崩壊の激しさの一因ともなっています。



写真 24 台風 23 号による風水害（西谷地区）

## (3) 雪害

大野市で記録される雪害として、戦後では昭和 38 年豪雪（1963）、昭和 56 年豪雪（1981）、昭和 59 年豪雪（1984）、平成 18 年豪雪（2006）が挙げられ、最近では平成 30 年（2018）、令和 3 年（2021）の豪雪災害が起きています。雪害の特徴としては、大雪によるものとなだれによる被害が各々発生しています。



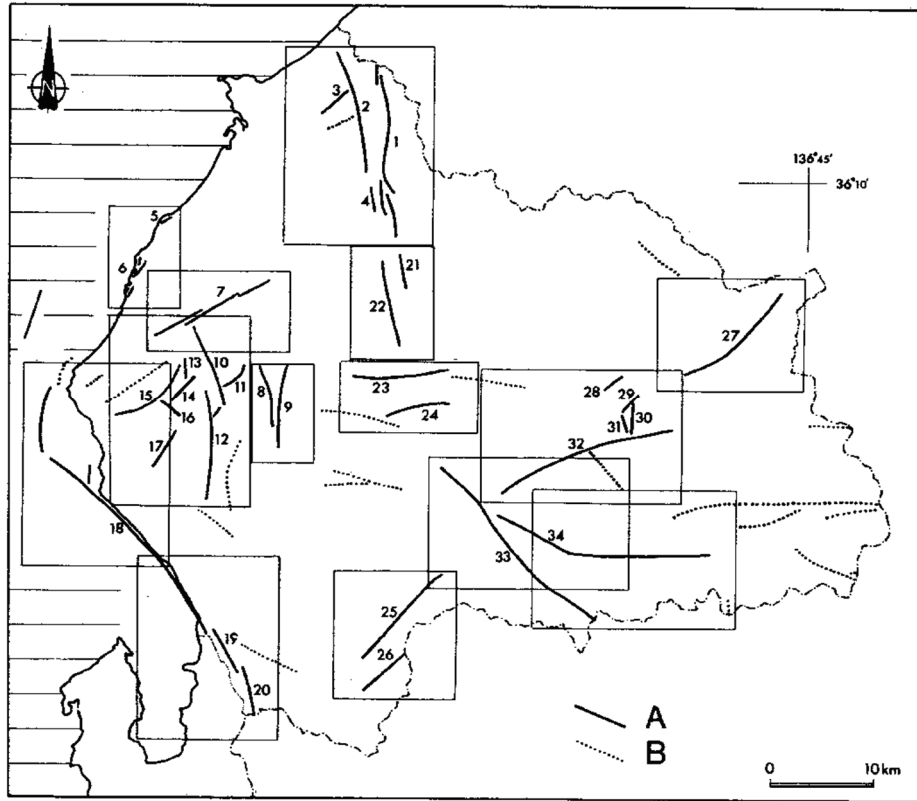
写真 25 昭和 38 年豪雪

## (4) 地震災害

大野市で記録される地震災害は少ないものの、古くは濃尾地震（明治 24 年（1891）10 月 28 日）で大きな人的被害、建物被害が記録されています。また、北美濃地震（昭和 36 年（1961）8 月 19 日）においても多数の建物被害が生じています。

なお、濃尾地震で活動したとされる根尾谷断層や温見断層は、市域及びその近傍を通過する活断層であり、大野盆地の南縁には、鳩ヶ湯一小池断層、佐開断層、木落断層、宝慶寺断層などが分布しています。

図 40 福井県嶺北地域の活断層分布図



1：剣ヶ岳断層、2：細呂木断層、3：青ノ木断層、4：篠岡断層、5：和布断層、6：鮎川断層群、7：更毛断層、8：鯖江台地西縁断層、9：鯖江断層、10：宝泉寺断層、11：朝日断層、12：蟬口断層、13：上糸生断層、14：下糸生断層、15：笹川断層、16：桜谷断層、17：小曾原断層、18：甲楽城断層、19：山中断層、20：柳ヶ瀬断層、21：二本松山断層、22：松岡断層、23：白樺山断層、24：殿上山断層、25：金草岳断層、26：笹ヶ峰断層、27：鳩ヶ湯－小池断層、28：越前富田断層、29：上唯野断層、30：佐開断層、31：木落断層、32：宝慶寺断層、33：温見断層、34：巢原断層、A：本報告で取り上げた活断層、B：活断層の疑いのあるリニアメント。なお、剣ヶ岳断層、柳ヶ瀬断層、笹ヶ峰断層、温見断層については、断層は県境を越えてさらに続いているが、ここでは福井県下のみ分布を記してある。また断層位置を示す地形図の範囲を枠で囲んである。

※出典：福井県嶺北地域の活断層

(福井大学積雪研究室研究紀要「日本海地域の自然と環境」No.4,p3,1997)

表 18 地震被害想定結果表

地区名		大野地区		和泉地区	
想定断層		宝慶寺断層	温見断層	宝慶寺断層	温見断層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.0	7.5	7.0	7.5
想定震度		4～6強	4～6弱	5強～6弱	5強～6弱
液状化		赤根川下流部で 液状化の 危険性が高い	同 左	液状化の 危険性は 極めて小さい	同 左
建物 被害	全壊棟数	1,500 棟	1,200 棟	5 棟	4 棟
	半壊棟数	860 棟	500 棟	—	—
火災 被害	出火件数	3 箇所	3 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	710 棟	690 棟	—	—
人的 被害	死者	170 人	130 人	0 人	0 人
	負傷者	310 人	250 人	20 人	18 人
	避難者	4,000 人	3,200 人	25 人	25 人

(「大野市地域防災計画」より)

## (5) 火災

近年における大野市での火災発生は表 19 のとおりです。29 件の発生数のうち、おおよそ 7 割に当たる 20 件が建物火災であり、車両の 7 件、林野とその他の 1 件が続いています。

表 19 5ヶ年の地区別火災件数

年別	地区別	大野	下庄	乾側	小山	上庄	富田	阪谷	五箇	和泉	合計
	令和 3年	建物						1	2		
林野											
車両											
その他											
令和 2年	建物	3	1			1	1		1		7
	林野										
	車両					2			1	1	4
	その他										
令和 元年	建物										
	林野										
	車両										
	その他						1				1
平成 30年	建物	1	2				2			1	6
	林野							1			1
	車両		1								1
	その他										
平成 29年	建物	2				2					4
	林野										
	車両				1				1		2
	その他										

(「令和3年 火災・救急・救助統計」(大野市消防本部)より)

## 2. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

大野市の災害の特性により、文化財の防災・防犯に関する主な現状と課題を次のとおり整理します。

### (1) 自然災害

山地の麓部には、土砂災害警戒区域(土石流)などが分布しており、それらの土砂災害リスクの高い区域には、指定等文化財を所有する社寺や家屋が多く所在しています。

図 39 で示したとおり、平野部を北流する4つの河川のうち、赤根川・清滝川・真名川では浸水被害が予想されており、多くの指定等文化財が浸水の被害を受ける可能性があります。特に赤根川とその支流の日詰川に挟まれた区域においては、浸水継続時間が1日～3日未満と長期間の浸水が予想されています。

風水害や地震などの対策として、特に災害リスクの高い地域に所在する文化財について、平時から建造物の耐震性や防災設備の充実などに備えるとともに、災害発生時の有形文化財の避難先の体制を整えておく必要があります。

## (2) 火災、盗難など

人口減少の進行により、空き家や無住寺の発生、無住の神社における管理不足など、日常の監視が行き届かなくなることから、火災や盗難などにより文化財が損失する恐れがあります。管理状況を把握するとともに、適切な防災・防犯対策を講じる必要があります。

## (3) その他

行政と市民が連携し、防災・防犯体制を確立していくことが求められます。  
文化財の防災、防犯に対する啓発が必要です。

## 3. 各種災害ごとの方針

### (1) 水害

#### ① リスクの把握

発生は地形などに大きく影響されることから、周辺地形の把握とともに、「大野市総合防災マップ（ハザードマップ）」を基に、起こり得る被害について予測しておきます。

#### ② 防災知識の習得

文化財の所有者や管理者（以下、当節では「所有者等」という。）、地域などに対して、災害リスクについての周知及び防災知識の習得のための指導助言を継続的に実施します。

#### ③ 被災時の対応

所有者等は、自身などの安全確保ののち、文化財の被害についての状況確認を行い、可能な場合は文化財を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済対応を図ります。

文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、市など関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。

保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて有識者の指導助言を受けるなど、関係者間の連携した取り組みを進めます。

### (2) 土砂災害

#### ① リスクの把握

発生は地形などに大きく影響されることから、周辺地形の把握とともに、「大野市総合防災マップ（ハザードマップ）」を基に、起こり得る被害について予測しておきます。

#### ② 防災知識の習得

文化財の所有者等や地域などに対して、災害リスクについての周知及び防災知識の習得のための指導助言などを継続的に実施します。

#### ③ 被災時の対応

所有者等は、自身などの安全確保ののち、文化財の被害についての状況確認を行い、可能な場合は文

化財を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済対応を図ります。

文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、市など関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。

保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて有識者の指導助言を受けるなど、関係者間の連携した取り組みを進めます。

### **(3) 風害**

#### **① リスクの把握**

文化財の状況を点検し、強風やそれによる倒木などの破損など、影響を受けそうな箇所及び被害の想定を洗い出しておきます。

#### **② 防災知識の習得**

文化財の所有者等や地域などに対して、災害リスクについての周知及び防災知識の習得のための指導助言などを継続的に実施します。

#### **③ 被災時の対応**

所有者等は、自身などの安全確保ののち、文化財の被害についての状況確認を行い、可能な場合は文化財を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済対応を図ります。

文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、市など関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。

保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて有識者の指導助言を受けるなど、関係者間の連携した取り組みを進めます。

### **(4) 地震災害**

#### **① リスクの把握**

地震災害は発生範囲が広く、文化財に対して甚大な被害を及ぼすものであり、日ごろから情報を収集し、想定震度や液状化などのリスクを把握するなど、「減災」の対策が特に重要です。

#### **② 事前対策の推進**

文化財建造物及び文化財を保管する建造物の耐震化に当たっては、文化庁が作成した「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」(平成8年(1996)1月)などのガイドラインを踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を行います。

美術工芸品などについては、落下防止策などを講じます。また、必要に応じて耐震化済の施設への移転などの対策を検討します。

災害による破壊や流出などに備えて、「文化財カルテ」によるデータベース化を推進します。

#### **③ 被災時の対応**

広範囲に甚大な被害が発生した場合、復旧までの間に文化財の破壊や所在不明とならないよう、迅速



な確認作業を行うための体制整備に努めます。

文化財が被災した場合、自身の安全を確保した上で、その状況を把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。

保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、文化財の種別や被災状況などに応じた措置を講じます。その際、必要に応じて専門家などの意見を聞くなど、保護及び復旧活動に資する関係者間の連携した取り組みを進めます。

## (5) 火災

### ① リスクの把握

文化財及び周辺での火災の危険性をなくすために、日常の管理における火気の取扱いに十分に注意すること、防災設備の整備などの対策を行うことが重要です。

文化財のうち、特に建造物は火災によって被災しやすく、また、延焼など被害の規模も大きくなります。付近における火気の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性など災害発生リスクを把握しておきます。

美術工芸品など有形文化財は、保管や展示場所の災害発生リスクを把握しておきます。

### ② 事前対策の推進

災害による万が一の消失などに備えて、文化財のデータベース化を推進します。

文化財を火災から守るため、予防体制の強化及び防火施設の整備を図り、火災防止対策の推進に努めます。

「文化財防火デー」を中心に、大野市消防本部と協力して指定等文化財建造物での防火訓練を実施し、市民の文化財愛護と防火意識の高揚を図ります。

「文化財防火デー」を中心に、大野市消防本部など関連機関と協力して指定等有形文化財を対象とした防火査察を行います。



写真 26 市指定文化財「大野市民俗資料館」での消防訓練



写真 27 文化財防火査察

### ③ 被災時の対応

火災発生時には、早急に消防署へ通報し、避難を速やかに行うとともに、消火設備による初期消火活動を行います。

文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。

## 4. 犯罪

### ①リスクの把握

大野警察署管内における令和3年(2021)の犯罪情勢(確定値)によれば、認知件数69件のうち、おおよそ6割に当たる42件が窃盗犯罪です。

少子化・高齢化や過疎化の進行に伴う人口減少により、文化財の監視体制の脆弱に起因する犯罪として、窃盗犯罪(空き巣)や器物損壊が発生しやすくなることが予想されます。

動産価値や持ち運びの容易性、防犯カメラなど設備の有無を含めて、盗難などの可能性の高い文化財を総合的に判断し、リスクとして把握します。

### ②事前対策の推進

文化庁作成の「文化財の防犯対策の強化のお願い」(平成27年(2015)4月)を参考とした啓発文を指定等文化財の所有者等に定期的に配布する他、「広報おおの」や大野市公式ホームページに加えて、SNS(ソーシャルネットワークサービス)での発信を行います。

万が一の被害に備えて、文化財のデータベース化を推進します。

文化庁作成の「文化財の防犯対策の強化のお願い」(平成27年(2015)4月)

文化財の所有者の皆様へ

### 文化財の防犯対策の強化のお願い

最近、文化財の汚損被害が相次いでいますので、次の対策をとるなど、防犯対策の強化をお願いいたします。

- ① 日頃から、**文化財やその周辺の状況を確認するとともに、文化財の周辺の整理整頓に努めましょう。**
- ② **文化財とその周辺の見回りを定期的に行いましょう。**当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した胸章を着用するなど警戒していることを示すようにしましょう。
- ③ 鍵や防犯カメラなどの**増強を検討するとともに、既存の防犯設備の点検を行いましょう。**また、防犯設備を設置していることを明らかにしましょう。
- ④ **空地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板の設置をしたり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行いましょう。**また、これらの防犯対策を行っていることを広報し、広く世間にアピールしましょう。
- ⑤ 犯人が犯行をためらうことがありますので、**拝観者等に対して顔を見て挨拶しましょう。**

- ⑥ **異常を発見した際は、110番通報を行いましょう。**不審車両はナンバーを控えるようにしましょう。
- ⑦ 文化財の公開を行う際には、**監視の死角や盲点となりやすい場所を把握し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮しましょう。**また、**通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、所轄の警察署や地元の教育委員会、近隣住民と相談の上、必要に応じて、巡回等の協力を依頼しましょう。**
- ⑧ 被害にあった場合に備え、**写真などの最新の記録をとっておくように**しましょう。このような備えは、盗難被害に対しても役に立ちます。
- ⑨ **地元の教育委員会、所轄警察署等と日頃から連絡が取れるよう、連絡先を確認しておきましょう。**

※ 不明な点があれば、都道府県・市区町村教育委員会、地元の警察に相談しましょう。

本件連絡先：  
●●都道府県教育委員会 ( )  
●●市区町村教育委員会 ( )  
●●警察署 ( )  
文化庁文化財部 (代表：03-6253-4111)

※文化庁に直接お問い合わせいただいても結構です。

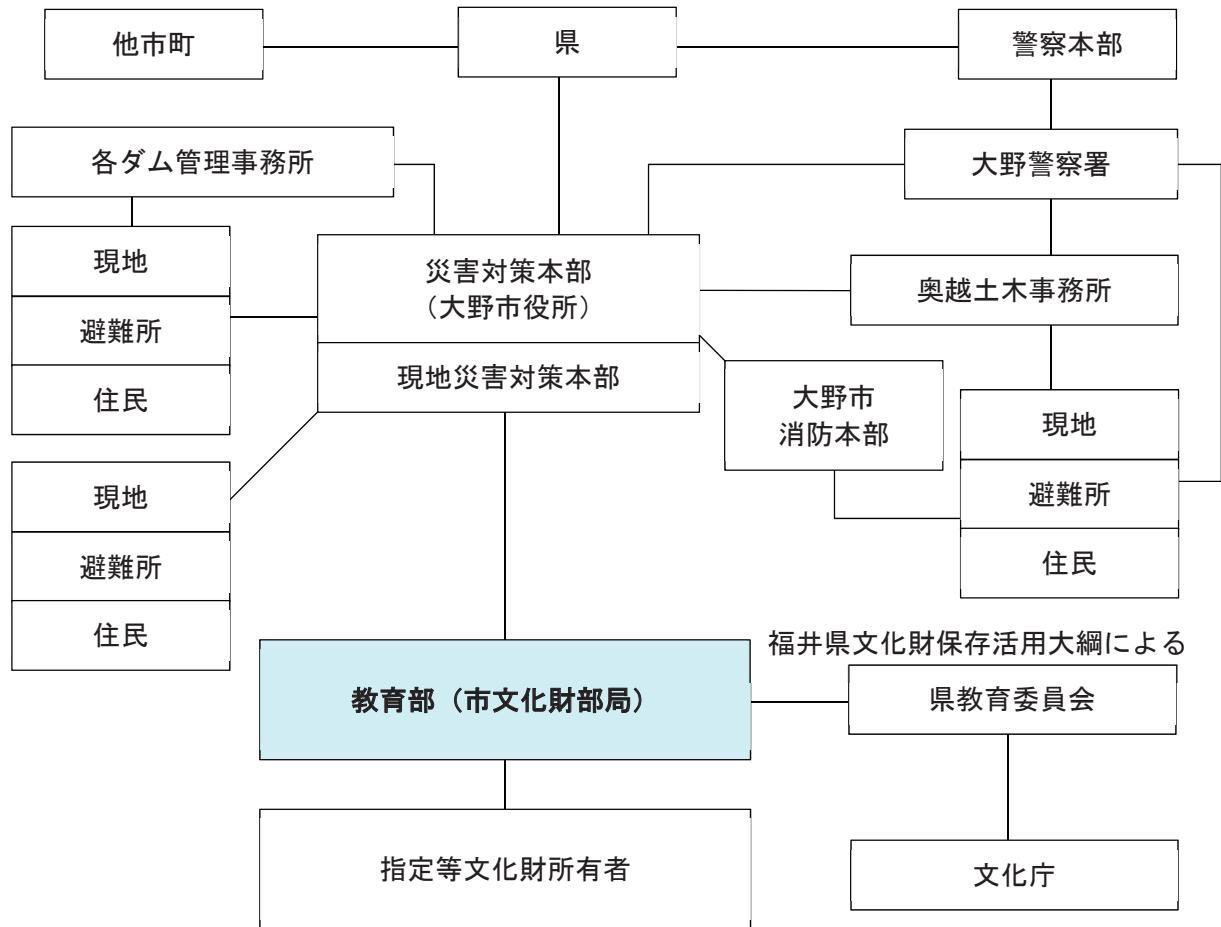
### ③被害発生時の対応

盗難や汚損などによる被害を発見した際は、速やかに警察へ通報し、盗難事件または器物汚損事件として警察の指示を仰ぎます。

文化財の被害状況を速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。

## 5. 防災指令及び災害情報などの伝達系統

※「大野市地域防災計画」をもとに作図



## 6. 法令上の手続き

指定文化財の全部又は一部が滅失、き損、亡失、盗みとられたときは、所有者等は、法令上の手続に沿い必要な届出（国指定等文化財については文化庁長官宛、県指定文化財については福井県教育委員会宛、市指定文化財については大野市教育委員会宛）を行います。